社債等登録法施行規則(昭和十七年大蔵省・司法省令第一号) (第一条関係)

			44	
ノ旨親	一 (略)	欄二記載ス	<b>弗三十三条(未登録ノ社債ノ登録ヲ為ス場合ニ於テハ左ノ事項ヲ摘要</b>	
- 旨新株子糸権付社債二付貯二新株子糸権ノ行使アリタルトキハ其		^	未登録!	
程 信 二 行			社債丿	改
19 二 新			登録ヲ為	正
15子			ス場合	案
ノ 行 使 ア	<del>:</del> i		一於テハ	
リ タ ル	,		左ノ事項	
- キ ハ 其	:			
既二新	: —	欄二	第三十三条   未登録ノ社債ノ登録ヲ為ス場合ニ於テハ左ノ事項ヲ摘要	
二新株ノ引受権ノ	(略)	一記載ス	条未	
引受権ノミ			登録ノ	
			位債ノ登	現
リタル-			録ヲ為ロ	
/行使アリタルトキ八其ノ旨/ラ譲渡スニトラ得サル新株引受権附社債ニ付			人場 合ニ	行
が対対を			於テハカ	
<b>受権</b> 権 所 社			ケノ 事 項	
賃			デ 摘	